

令和5年度第1回和水町地域公共交通会議 次第

日時：令和5年6月21日（水）
午前10時00分
場所：和水町中央公民館 大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 委嘱状交付

4 議 事

議案第1号 和水町地域公共交通会議設置規約及び和水町地域公共交通会議事務局規程の一部改正について

議案第2号 令和4年度事業報告及び歳入歳出決算について

議案第3号 令和5年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について

議案第4号 生活交通確保維持改善計画認定申請書（案）の承認について

5 その他

6 閉 会

令和5年度 和水町地域公共交通会議 委員名簿

| No. | 組織・団体名 | 役職 | 氏名 | |
|-----|-----------------------------------|--------------------|--------|--------|
| 1 | 和水町 | 総務課長 | 石原 康司 | 【会長】 |
| 2 | 産交バス株式会社 | 玉名営業所長 | 宮島 雅彦 | 【監査委員】 |
| 3 | 有限会社高瀬合同タクシー | 執行部長 | 高松 清二 | |
| 4 | 有限会社三加和タクシー | 代表取締役 | 西本 朗 | |
| 5 | 一般社団法人熊本県バス協会 | 専務理事 | 富田 廣志 | |
| 6 | 一般社団法人熊本県タクシー協会 | 事務局長 | 齊藤 ゆか | |
| 7 | 和水町区長会 | 中央校区代表区長 | 小出 正泰 | |
| 8 | 和水町区長会 | 南校区代表区長 | 坂本 龍之 | |
| 9 | 和水町区長会 | 東校区代表区長 | 大山 浩昭 | |
| 10 | 和水町区長会 | 西校区代表区長 | 深草 清信 | |
| 11 | 和水町区長会 | 緑校区代表区長 | 橋本 幸雄 | |
| 12 | 和水町区長会 | 神尾校区代表区長 | 内原 忠男 | |
| 13 | 和水町区長会 | 春富校区代表区長 | 寺尾 清孝 | |
| 14 | 和水町老人クラブ連合会 | 会長 | 平居 俊博 | |
| 15 | 和水町民生委員・児童委員協議会 | 会長 | 豊後 力 | 【監査委員】 |
| 16 | 和水町商工会 | 副会長 | 木部 礼一 | |
| 17 | 和水町地域婦人会 | 会長 | 坂本 由美子 | |
| 18 | 九州運輸局熊本運輸支局 | 首席運輸企画専門官(企画調整担当) | 白石 勇人 | |
| 19 | 九州運輸局熊本運輸支局 | 首席運輸企画専門官(輸送・監査担当) | 田村 正宜 | |
| 20 | 全九州産業交通労働組合 | 副執行委員長 | 貢 博之 | |
| 21 | 熊本県自動車交通労働組合 | 副執行委員長 | 小田原 和美 | |
| 22 | 熊本県 県北広域本部 玉名地域振興局 土木部 | 維持管理調整課長 | 村上 記康 | |
| 23 | 和水町 | 建設課長 | 中嶋 啓晴 | |
| 24 | 熊本県警察 玉名警察署 | 交通課長 | 星子 博秋 | |
| 25 | 国立大学法人 熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター | センター長・教授・博士 | 柿本 竜治 | 【副会長】 |
| 26 | 熊本県企画振興部 交通政策・統計局 交通政策課 | 審議員 | 高松 江三子 | |
| 27 | 和水町社会福祉協議会 | 事務局長 | 樋口 幸広 | |

任期: 令和4年4月1日～令和6年3月31日

| | | | |
|--------------------|----------|-------|--|
| 事務局 (和水町まちづくり課) | 事務局長(課長) | 坂口 圭介 | |
| | 係長 | 前淵 哲治 | |
| | 主事 | 戸上 健太 | |
| | 主事 | 島添 花純 | |

地域公共交通会議の概要

1 地域公共交通会議とは

地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるため、適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金、事業計画等について、地方公共団体が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年10月の改正道路運送法に位置付けられました。

また、地域にふさわしい公共交通について、行政、住民、利用者、交通事業者等の利害関係の調整を行いながら、持続可能な公共交通の在り方を協議する場となっています。

2 地域公共交通会議の構成員 27名

- (1) 町長又は町長が指名する者
- (2) 住民又は利用者の代表者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (5) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局の関係職員
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 道路管理者
- (8) 熊本県玉名警察署の関係職員
- (9) 学識経験者その他交通会議の運営上必要と認める者

※道路運送法施行規則第9条の3を根拠に、上記のメンバーで構成。

3 地域公共交通会議のこれまでの流れ

平成27年2月 地域公共交通会議設立総会

平成27年度 地域公共交通網形成計画（※）策定のための調査の実施

地域公共交通網形成計画の策定（平成28年3月）

※人々が、自立した生活をする上で「移動」は欠かせないものですが、自動車の普及や人口減少、少子高齢化など、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しています。一方で、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が更に公共交通利用者を減少させるといった状況が見られ、このままでは地域公共交通が成り立たなくなる可能性もあることから、将来にわたり持続可能な地域公共交通体系を構築するための計画。

平成28年度 おでかけ交通導入の検討

平成29年度 「あいのりくん」の運行開始（平成29年10月）

平成30年度 「あいのりくん」の運行内容改善（平成30年10月）

※運行時間の拡大、指定乗降場所の追加（8か所⇒18か所）

平成31年度 啓発用ポケットティッシュの作成

令和4年度 「あいのりくん」3か月間（R5年1月～3月）無料運行の実施

令和5年度 「あいのりくん」の町外乗り入れ開始（令和5年4月）

4 「あいのりくん」運行補助金等の推移

(単位：円)

| | H29 | H30 | H31 (R1) |
|-----------------|-------------------------------|------------|------------|
| 運行補助金 | 6,270,000 | 13,664,000 | 13,440,000 |
| サーバー機器等 賃貸借料 | インシャルコスト 1,792,800 565,056 | 1,130,112 | 1,140,576 |
| 人件費(予約受付) | 1,402,699 | 2,502,364 | 2,772,974 |
| 合計 | 10,030,555 | 17,296,476 | 17,353,550 |

| | R2 | R3 | R4 |
|-----------------|------------|------------|------------|
| 運行補助金 | 13,552,000 | 12,705,000 | 13,615,000 |
| サーバー機器等 賃貸借料 | 1,151,040 | 1,151,040 | 1,133,660 |
| 人件費(予約受付) | 3,634,275 | 3,921,595 | 1,984,276 |
| 合計 | 18,337,315 | 17,777,635 | 16,732,936 |

※₁ 運行補助金：タクシー事業者への運行補助金(1日当たりの運行単価×運行台数×運行日数)

※₂ 運行単価は H29～R2→14,000円 R3～→17,500円

※₃ 運行補助金は、乗り継ぎ支援(R2から実施)を含めない額

※₄ 人件費は予約受付オペレーターの人件費(報酬等、社会保険料、通勤手当含む)

※₅ 予約受付オペレーターの人数は H29～R3→2人 R4～→1人

地域公共交通の考え方

地域の公共交通は、既存の輸送手段である「路線バス」や「一般タクシー」等を最大限フル活用することが基本的な考え方となります。

既存の輸送手段と乗合タクシー事業等、地域にあるすべての交通手段を時間帯や目的に応じて、使っていきましょうというのが地域公共交通の考え方となります。

あいのりくん利用者の利便性向上を求めていくことは必要ではありますが、地域全体の公共交通をネットワークとして総合的に捉え、異なるモードや幹線・支線の役割分担も明確にしつつ、交通機関相互の連携を十分に図るとともに、地域の需要に対応し、重複路線等に留意して公共交通全体の効率性を向上させることが重要となってきます。



○既存の輸送手段を最大限に活用して、持続可能なものを作り上げていく。

○既存の輸送手段等でカバーできない部分(=最低限提供すべき部分)を行政のサービスで補完する。

○既存の輸送手段と公共の支援の役割(範囲)を明確にする必要がある。

【議案第1号】

和水町地域公共交通会議設置規約（案）及び和水町地域公共交通会議事務局規程の一部改正（案）について

1 改正の内容

事務局の課名変更（まちづくり推進課→まちづくり課）に伴う関係法令の一部改正

2 施行期日

令和5年4月1日

3 対象法令

（1）和水町地域公共交通会議設置規約 第10条

（2）和水町地域公共交通会議事務局規程 第3条

和水町地域公共交通会議設置規約 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(事務局)</p> <p>第10条 交通会議の事務を処理するため、和水町役場<u>まちづくり課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長及び事務局員は、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> | <p>(事務局)</p> <p>第10条 交通会議の事務を処理するため、和水町役場<u>まちづくり推進課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長及び事務局員は、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> |

和水町地域公共交通会議設置規約

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行い、並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するため、和水町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、熊本県玉名郡和水町江田3886番地（和水町役場内）に置く。

(業務)

第3条 交通会議は、第1条に規定する目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金に関する事項
- (2) 交通計画の策定及び変更に関する事項
- (3) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (4) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (5) 町の総合的な交通施策に関する事項
- (6) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第4条 交通会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 町長又は町長が指名する者
- (2) 住民又は利用者の代表者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (5) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局の関係職員
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 道路管理者
- (8) 熊本県玉名警察署の関係職員
- (9) 学識経験者その他交通会議の運営上必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は委嘱の日の属する年度の翌年度末とし、再任を妨げない。ただし、委員のうち、行政機関の職員及び団体の代表等である委員の任期については、その職にある期間とする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は第4条第1号に規定する者をもって充て、副会長は委員の互選により選任する。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議は、会長が招集する。

- 2 会長は会議の議長となる。
- 3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 4 委員は、自ら会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理者の氏名等を報告することにより、その代理者をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 交通会議の議事は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 交通会議は、原則として公開する。ただし、必要があると認められるときは、交通会議の決定によりこれを公開しないことができる。
- 7 会長は、必要に応じて委員以外の関係者に対して資料を提出させ、又は交通会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の事務を処理するため、和水町役場まちづくり課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長及び事務局員は、会長が定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第11条 交通会議に監査委員を2人置く。

- 2 監査委員は、会長が委員の中から指名する。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(経費)

第12条 交通会議の運営に関する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他の財務に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第14条 交通会議の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

- 2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第15条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、当該解散の日に会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年2月12日から施行する。

この規約は、平成27年5月19日から施行する。

この規約は、令和3年2月9日から施行する。

この規約は、令和4年11月21日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

和水町地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、和水町地域公共交通会議設置規約第10条第3項の規定に基づき、和水町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、和水町まちづくり課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、和水町まちづくり課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項についてはこの限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取り扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は和水町において定められている文書の取り扱いの例による。

(公印の取り扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、寸法、書体、個数、用途及び管理者は別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等は、和水町において定められる公印の取り扱いの例による。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年2月12日から施行する。

この規程は、平成27年5月19日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

| 名称 | 形状 | 寸法 (ミリメートル) | 書体 | 個数 | 用途 | 管理者 |
|-----------------|---|----------------|-----|----|--------------|------|
| 和水町地域公共交通会議会長之印 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 和水町地域公共交通会議会長之印 </div> | 21×21 | 古印体 | 1 | 会長名をもって発する文書 | 事務局長 |

【議案第2号】**令和4年度 和水町地域公共交通会議 事業報告**

| 期 日 | 事業内容 |
|------------|--|
| 令和4年6月21日 | 第1回 和水町地域公共交通会議（町中央公民館） <ul style="list-style-type: none">・役員選出<ul style="list-style-type: none">⇒副会長 柿本竜治委員監査委員 宮島雅彦委員、坂本良一委員・令和3年度事業報告及び決算報告の審議・令和4年度事業計画案及び歳入歳出予算案の審議・生活交通確保維持計画認定申請の審議<ul style="list-style-type: none">⇒国庫補助金申請に関する認定申請書について承認 |
| 令和4年9月29日 | 第2回 和水町地域公共交通会議（書面決議） <ul style="list-style-type: none">・予算の補正について審議<ul style="list-style-type: none">⇒和水町地域公共交通計画策定調査業務に関する補正予算 |
| 令和4年11月21日 | 第3回 和水町地域公共交通会議（町中央公民館） <ul style="list-style-type: none">・あいのりくんの運行状況報告・和水町地域公共交通会議設置規約の一部改正の審議・あいのりくん町外乗り入れの審議・あいのりくん無料期間実施の審議・和水町地域公共交通計画策定調査業務の審議 |
| 令和5年3月23日 | 第4回 和水町地域公共交通会議（町中央公民館） <ul style="list-style-type: none">・あいのりくん無料運行の報告・和水町地域公共交通計画策定調査業務の報告<ul style="list-style-type: none">⇒アンケート調査の結果報告 |

令和4年度 おでかけ交通「あいのりくん」の利用登録者数及び利用件数

■利用登録者数（令和5年3月末現在）

787人（菊水地区：513人 三加和地区：274人）

■利用件数（令和5年3月末現在）

地区別（単位：件）

| No. | 地区名 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 | 菊水地区 | 3,439 | 3,743 | 3,745 | 4,844 |
| 2 | 三加和地区 | 689 | 748 | 1,176 | 1,892 |
| | 合計 | 4,128 | 4,491 | 4,921 | 6,736 |

目的地別（単位：件）

| No. | 乗降場所 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-----|------------|-------|-------|-------|-------|
| 1 | 和水町立病院 | 1,466 | 1,822 | 1,540 | 1,818 |
| 2 | 菊水ロマン館 | 529 | 455 | 589 | 440 |
| 3 | 菊屋（りんご店） | 469 | 479 | 577 | 805 |
| 4 | 役場本庁 | 344 | 280 | 259 | 493 |
| 5 | 肥後銀行菊水支店 | 180 | 188 | 229 | 281 |
| 6 | JA玉名菊水支所 | 107 | 110 | 56 | 97 |
| 7 | 和水クリニック | 34 | 42 | 45 | 89 |
| 8 | コメリ菊水店 | 252 | 235 | 270 | 220 |
| | 小計 | 3,381 | 3,611 | 3,565 | 4,243 |
| 9 | ふるさと交流センター | 150 | 259 | 477 | 953 |
| 10 | 福祉センター | 9 | 2 | 13 | 43 |
| 11 | 役場三加和支所 | 155 | 166 | 260 | 351 |
| 12 | 菊屋（みかん店） | 172 | 176 | 105 | 346 |
| 13 | JA玉名三加和支所 | 20 | 25 | 25 | 37 |
| 14 | 緑郵便局 | 18 | 13 | 18 | 26 |
| 15 | 森の里クリニック | 12 | 22 | 41 | 37 |
| 16 | 歯科処神埼 | 2 | 0 | 3 | 11 |
| 17 | 三加和郵便局 | 48 | 92 | 46 | 174 |
| 18 | 三串歯科医院 | 161 | 125 | 368 | 515 |
| | 小計 | 747 | 880 | 1,356 | 2,493 |
| | 合計 | 4,128 | 4,491 | 4,921 | 6,736 |

令和4年度和水町地域公共交通会議 歳入歳出決算書

【収入の部】

| 項 目 | 予算額 | 決算額 | 比較 | 備 考 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 負 担 金 | 6,270,000 | 6,083,000 | △ 187,000 | 和水町から |
| 補 助 金 | 0 | 0 | 0 | |
| 繰 越 金 | 511,047 | 511,047 | 0 | |
| 諸 収 入 | 1,000 | 22 | △ 978 | |
| 合 計 | 6,782,047 | 6,594,069 | △ 187,978 | |

【支出の部】

| 項 目 | 当初予算 | 予算流用額 | 予算現額 | 決算額 | 比較 | 備 考 |
|-------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|---------------------------------|
| 会 議 費 | 406,000 | | 406,000 | 359,198 | 46,802 | 会議時の報酬、費用弁償等 |
| 事 務 費 | 31,000 | | 31,000 | 28,490 | 2,510 | 振込手数料 |
| 事 業 費 | 0 | 6,331,000 | 6,331,000 | 6,143,720 | 187,280 | 地域公共交通計画策定調査業務、あいのりくんマグネットシート製作 |
| 予 備 費 | 75,047 | △ 61,000 | 14,047 | 0 | 14,047 | 事業費へ |
| 合 計 | | | 6,782,047 | 6,531,408 | 250,639 | |

【収支決算】

6,594,069 円 - 6,531,408 円 = 62,661 円 残額 62,661 円は次年度へ繰り越します。

【監査報告】

令和4年度和水町地域公共交通会議決算報告について、関係書類及び帳簿等を精査した結果、適正かつ正確に処理されていることを報告いたします。

令和 5 年 4 月 19 日

監査委員

宮島 雅 亮



監査委員

豊後 灯



【議案第3号】

令和5年度 和水町地域公共交通会議 事業計画（案）

1 おでかけ交通「あいのりくん」の利用促進及び利便性の向上

- ・平成29年10月からおでかけ交通「あいのりくん」の運行を開始し、利用者の利便性向上を図るため、平成30年10月に乗降場所を追加し、10か所から18か所にするとともに、運行時間を拡大し午前8時30分から午後5時までとした。
- ・令和元年度には、利用啓発グッズ（ポケットティッシュ）を作成し、町内のイベントや会合等に出向き配布した。令和3年度も町内の会合等に出向いてあいのりくんの周知を行った。
- ・令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、無料運行（令和5年1月～3月）を実施したことにより利用登録者の増加につなげることができた。また、民生委員・児童委員協議会での制度説明や広報紙での利用に関する周知を行っている。
- ・令和5年度も各種団体等（老人クラブ連合会や社会福祉協議会の通所）での制度説明による利用方法の周知を実施する。
- ・既存の路線バスへの接続による地域公共交通の活性化を図るため、乗降場所の追加を検討する。

2 和水町地域公共交通計画の策定

- ・和水町地域公共交通計画策定調査業務として、令和4年12月に住民アンケートを実施し、地域特性の把握、公共交通の利用実態及びニーズの把握、問題点・課題の洗い出しを行っている。
- ・令和5年度は、住民アンケートの結果を分析し、「和水町地域公共交通計画」の策定を行う。
- ・「和水町地域公共交通計画」は、町が目指すビジョンを示すマスタープランとなることから、既存の交通事業者を最大限活用した上で、公共交通が提供すべきサービスを協議・検討していく。

3 和水町地域公共交通会議のスケジュール（予定）

交通計画の策定に係る協議の場として、7月下旬、10月、3月の時期に和水町地域公共交通会議を予定。

（※交通計画策定業務の進行状況により変動する可能性あり。）

4 その他

- ・公共交通の利用促進、啓発として広報紙や町ホームページに情報公開を行う。

【議案第3号】

令和5年度和水町地域公共交通会議 歳入歳出予算書(案)

(歳入)

(単位：円)

| 番号 | 科目 | 本年度 予算額 ① | 前年度 予算額 ② | 比較 (①-②) | 説明 |
|----|-----|-----------------|-----------------|-------------|-------------------------|
| 1 | 負担金 | 4,492,324 | 6,270,000 | △ 1,777,676 | 和水町負担金 |
| 2 | 補助金 | 0 | 0 | 0 | 地域公共交通事業量調査(国庫) →0査定 |
| 3 | 繰越金 | 62,661 | 511,047 | △ 448,386 | 前年度繰越金 |
| 4 | 諸収入 | 1,000 | 1,000 | 0 | 預金利子 |
| | 合計 | 4,555,985 | 6,782,047 | △ 2,226,062 | |

(歳出)

(単位：円)

| 番号 | 科目 | 本年度 予算額 ① | 前年度 予算額 ② | 比較 (①-②) | 説明 |
|----|-----|-----------------|-----------------|-------------|----------------|
| 1 | 会議費 | 535,000 | 406,000 | 129,000 | 報酬、費用弁償、食糧費 |
| 2 | 事務費 | 42,000 | 31,000 | 11,000 | 振込手数料 |
| 3 | 事業費 | 3,927,000 | 6,270,000 | △ 2,343,000 | 地域公共交通計画策定支援業務 |
| 4 | 予備費 | 51,985 | 75,047 | △ 23,062 | |
| | 合計 | 4,555,985 | 6,782,047 | △ 2,226,062 | |

【議案第4号】

生活交通確保維持改善計画の認定申請について

1 事業活用の目的

国の補助制度「地域公共交通確保維持改善事業」（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用し、補助対象系統の運行に係る町の財政負担の軽減と公共交通サービスの維持・改善を図る。

《補助対象系統》

- おでかけ交通「あいのりくん」（乗合タクシー）菊水線
- おでかけ交通「あいのりくん」（乗合タクシー）三加和線

2 地域公共交通確保維持改善事業の概要

国の運行補助を受けるためには、関係者が参画する協議会（＝和水町地域公共交通会議）での協議を経て、「生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）」を策定し、国の認定を受ける必要がある。

《主な補助対象要件》

- ① 地域間交通ネットワーク（複数市町村を結ぶ幹線バス等）に「接続」する「フィーダー系統」（乗合タクシー等）であること
※フィーダー（幹線系統に接続する支線となる系統）
⇒路線バスの停留所に接続する乗合タクシー「あいのりくん」
- ② 幹線バス交通ネットワークへの乗継の円滑化のための措置が講じられていること
- ③ 経常赤字が見込まれること
- ④ 公的支援を受けるものであること 等

3 令和6年度事業のスケジュール（予定）

（事業期間：令和5年10月～令和6年9月）

- ・ 令和5年6月30日 生活交通確保維持改善計画の認定申請（交通会議→国）
- ・ 令和5年9月 生活交通確保維持改善計画の認定（国→交通会議）
- ・ 令和5年10月～令和6年9月
計画に基づく事業実施
- ・ 令和6年11月末 補助金の交付申請（タクシー事業者→国）
- ・ 令和7年1月末 自己評価（書面決議で実施予定）
- ・ 令和7年3月下旬 補助金の交付決定（国→タクシー事業者）
- ・ 令和7年3月下旬 補助金の受け入れ（国→タクシー事業者→町）

0. 生活交通確保維持改善計画の名称

和水町生活交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

熊本県和水町は平成18年3月に旧菊水町・旧三加和町が合併し、令和5年5月末現在の人口は9,169人、高齢化率は43.1%である。和水町人口ビジョン(令和2年3月策定)では、今後、少子高齢化が進展し、本町の人口は令和22年(2040年)には総人口8,090人まで減少し、高齢化率もさらに高まることが予想されており、改めて地域公共交通の重要性が問われる状況となっている。

現在、町内の主な地域公共交通として、隣接する玉名市や山鹿市への広域移動を担う産交バス(4路線)が重要な役割を担っているが、運行エリアは主要道路に限定されており、町内には交通空白地域が存在している。また、交通空白地域には、自らの自由な移動手段を持たない移動制約者が居住しており、各種行事等への参加や通院・買物といった日常生活においては親族等の送迎に頼るほかなく、外出を控えている現状にある。

また、平成18年の市町村合併当初より、旧町間(旧菊水町・旧三加和町)を南北に結ぶ公共交通機関が存在しておらず、和水町としての「まちづくり」の観点からも、住民同士の融和と交流活動が促進するための仕組みづくりが課題となっていた。

そのような課題に対応するため、町では平成27年2月に「和水町地域公共交通会議」を設立し、平成27年度においては、町内全戸アンケートや交通事業者や地元関係者(区長・民生委員)への聞き取り調査、更には、各種調査の中から明らかとなった移動制約者に対し聞き取り調査を行った。その調査の結果、隣接市である玉名市・山鹿市等への路線バスに頼らざるを得ない高齢者等からは、路線バスの維持へ向けた切実な意見等が多く寄せられ、また一方では、交通空白地域の移動制約者を中心に、町内におけるきめ細やかな移動ニーズについて多くの意見が寄せられた。

そのような結果を踏まえ、平成28年3月に「和水町地域公共交通網形成計画」を策定し、現在、同計画に位置付ける「新たな公共交通の導入」を実現するため、平成29年10月から予約型乗合タクシー方式による「和水町おでかけ交通(愛称:あいのりくん)」(以下、「おでかけ交通」と記載)の運行を開始した。おでかけ交通の運行開始により、交通空白地域に居住する移動制約者等の生活交通手段及びおでかけの機会を創出するとともに、旧町間の縦方向の移動を実現し、町内におけるまちづくり活動等での交流機会の創出を図る。

また、本町では、隣接市町への重要な広域移動を担う産交バス(地域間幹線系統)と和水町おでかけ交通(地域内フィーダー系統)が、相互に連携しながら持続可能な地域公共交通網を構築することを施策の基本方針としている。

本町の地域間交通ネットワークである産交バス4路線(「三加和温泉経由山鹿南関線」、「東郷経由山鹿玉名線」、「米の岳経由山鹿玉名線」、「北谷経由植木菊水ロマン館線」)は、近隣の玉名市・山鹿市・南関町・熊本市を繋ぐ貴重な生活交通路線として存在し、「おでかけ交通」がこれに通じる支線の役割を果たす。また、乗り継ぎの円滑化のため、「利用者の目的地への到着時刻を守る運行」を想定しており、地域間幹線系統とのきめ細やかな乗継にも配慮した運行システムとなっている。

今回、地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金)の活用により、おでかけ交通の運行を確保・維持し、地域間幹線系統である産交バスと連携することで、持続可能な地域公共交通網の形成を推進し、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進を図る。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

和水町地域公共交通網形成計画に掲げる「自らの自由な移動手段を持たない町民の週当たり外出回数」の目標値（約2.2日/週以上）を達成するため、「おでかけ交通」の利用を促進することとし、目標を以下のとおり設定する。

| 評価指標 | 目標数値 (R6年度) | 目標数値 (R7年度) | 目標数値 (R8年度) |
|-----------------------|--|--|--|
| 「おでかけ交通」の登録者数 | 873人 (菊水地区：569人 三加和地区：304人) | 968人 (菊水地区：631人 三加和地区：337人) | 1,074人 (菊水地区：700人 三加和地区：374人) |
| 「おでかけ交通」の利用件数 (年間) | 7,983件 (菊水地区：5,360件 三加和地区：2,623件) | 9,033件 (菊水地区：5,964件 三加和地区：3,069件) | 9,978件 (菊水地区：6,594件 三加和地区：3,384件) |

(2) 事業の効果

フィーダー系統である「おでかけ交通」の運行を確保・維持することにより、交通空白地域が解消され、日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、「おでかけ交通」の主要な乗降場所が、近隣市町への幹線系統を担う産交バスの4路線（「三加和温泉經由山鹿南関線」、「東郷經由山鹿玉名線」、「米の岳經由山鹿玉名線」、「北谷經由植木菊水ロマン館線」）と接続することにより、乗継等による隣接市町等へのアクセス機能が向上し、地域住民の貴重な生活交通手段を確保することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・おでかけ交通の運行を行う。(和水町)
- ・産交バスの路線維持に対する補助を行う。(和水町)
- ・公共交通の利用促進・啓発として広報紙及び町ホームページに情報公開を行う。(和水町)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

①運行開始 平成29年10月2日

②運行事業者の決定の経緯

平成29年4月に公募型プロポーザルにより高瀬合同タクシー、三加和タクシーに決定。

③地域内フィーダー系統の補足

- ・当町の公共交通としては、産交バス（山鹿～南関線、山鹿～玉名線）があるが、町内を横断する路線である。(横軸)
- ・乗合タクシーは、横軸であるバス路線に接続するとともに、菊水地区と三加和地区双方への移動(縦軸)を可能とする。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

- ・和水町から運行事業者への補助金については、国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
- ・利用者からの運行収入については運行事業者の収入とする。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

有限会社高瀬合同タクシー
有限会社三加和タクシー

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

| |
|---|
| 8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】 |
| 該当なし |
| 9. 別表1の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】 |
| 該当なし |
| 10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 |
| 該当なし |
| 11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】 |
| 該当なし |
| 12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 |
| 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付 |
| 13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| 該当なし |
| (2) 事業の効果 |
| 該当なし |
| 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |

| |
|--|
| 18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| 該当なし |
| (2) 事業の効果 |
| 該当なし |
| 19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 20. 協議会の開催状況と主な議論 |
| <p>■平成27年2月12日 和水町地域公共交通会議設立総会 (場所：和水町中央公民館) ・規約の審議等</p> <p>■平成27年5月19日 平成27年度第1回和水町地域公共交通会議 (場所：肥後民家村) ・和水町地域公共交通網形成計画の策定に係る調査事業の実施について</p> <p>■平成27年7月21日 平成27年度第2回和水町地域公共交通会議 (場所：和水町福祉センター) ・和水町地域網形成計画策定に係る調査事業の実施内容について説明</p> <p>■平成27年11月11日 平成27年第3回和水町地域公共交通会議 (場所：和水町役場三加和総合支所) ・各種調査結果の報告、今後の方向性について協議</p> <p>■平成28年2月4日 平成27年第4回 地域公共交通会議 (場所：和水町役場本庁3階大会議室) ・地域公共交通網形成計画(素案)の協議 ・パブリックコメントの実施について</p> <p>■平成28年3月4日 平成27年第5回地域公共交通会議 (場所：和水町役場本庁3階大会議室) ・「和水町地域公共交通網形成計画(案)」を承認</p> <p>■平成28年6月30日 平成28年度第1回 和水町地域公共交通会議 (場所：和水町役場本庁3階大会議室) ・「和水町おでかけ交通」実証運行計画(案)について</p> <p>■平成28年9月1日 平成28年度第2回 和水町地域公共交通会議 (場所：和水町役場本庁3階大会議室) ・「和水町おでかけ交通」実証運行の導入検討に伴う経緯について</p> <p>■平成29年3月23日 平成28年度第3回 和水町地域公共交通会議 (場所：和水町役場本庁3階大会議室) ・和水町おでかけ交通運行計画(案)について ※平成29年10月運行の「和水町おでかけ交通運行実施計画」について承認される</p> <p>■平成29年5月30日(火)10:00～ 平成29年度第1回和水町地域公共交通会議 (場所：和水町役場本庁3階大会議室) ・おでかけ交通の導入スケジュールについて協議 ・生活交通確保維持改善計画について協議</p> |

■平成 29 年 8 月 21 日（月）

※H29.6.9 付で補助要綱が改正されたことから、生活交通確保維持改善計画について、修正を行い、書面協議にて承認を得た

■平成 30 年 2 月 14 日（水）13：30～ 平成 29 年度第 2 回和水町地域公共交通会議
（場所：和水町役場本庁 3 階大会議室）

・おでかけ交通に関するアンケート調査の実施について

■平成 30 年 6 月 25 日（月）13：30～ 平成 30 年度第 1 回和水町地域公共交通会議
（場所：和水町役場本庁 3 階大会議室）

・生活交通確保維持改善計画について協議、承認を得た

■平成 30 年 8 月 8 日（月）13：30～ 平成 30 年度第 2 回和水町地域公共交通会議
（場所：和水町役場本庁 3 階大会議室）

・生活交通確保維持改善計画の変更について協議、承認を得た

■令和元年 6 月 20 日（木）13：00～ 令和元年度第 1 回和水町地域公共交通会議
（場所：和水町役場本庁 3 階大会議室）

・生活交通確保維持改善計画について協議、承認を得た

■令和 2 年 3 月 31 日（火）令和元年度第 2 回和水町地域公共交通会議
（書面協議）

・おでかけ交通に関するアンケート調査の実施について

■令和 2 年 7 月 22 日（水）10：00～ 令和 2 年度第 1 回和水町地域公共交通会議
（場所：和水町中央公民館 1 階大会議室）

・生活交通確保維持改善計画について協議、承認を得た

■令和 2 年 2 月 16 日 令和 2 年度第 2 回和水町地域公共交通会議

・和水町地域公共交通会議設置規約の一部改正について、書面協議にて承認を得た

■令和 3 年 3 月 15 日 令和 2 年度第 3 回和水町地域公共交通会議

・役員を選出について、書面協議にて承認を得た

■令和 3 年 6 月 28 日 令和 3 年度第 1 回和水町地域公共交通会議

・生活交通確保維持改善計画について、書面協議にて承認を得た

■令和 3 年 7 月 6 日 令和 3 年度第 1 回和水町地域公共交通会議 追加協議

・路線バスの再編について、書面協議にて承認を得た

■令和 4 年 1 月 11 日 令和 3 年度第 2 回和水町地域公共交通会議

・令和 3 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

■令和 4 年 6 月 21 日 令和 4 年度第 1 回和水町地域公共交通会議

・生活交通確保維持改善計画について協議し、承認を得た

■令和 4 年 9 月 29 日 令和 4 年度第 2 回和水町地域公共会議

・和水町地域公共交通計画策定調査業務に係る予算の補正について、書面協議にて承認を得た

■令和 4 年 11 月 21 日 令和 4 年度第 3 回和水町地域公共交通会議

・和水町地域公共交通計画策定調査業務(アンケート調査)について協議、承認を得た

■令和 5 年 3 月 23 日 令和 4 年度第 4 回和水町地域公共交通会議

・あいのりくんの無料運行及び和水町地域公共交通計画策定調査業務(アンケート結果)について報告

21. 利用者等の意見の反映状況

本計画の策定にあたっては、和水町地域公共交通会議の委員として住民代表に参加いただき、意見の反映を図った。

また、町では、平成 27 年度においては、町内全戸を対象としたアンケート（回答率 39.3%）や交通事業者や地元関係者（区長・民生委員）への聞き取り調査、更には、各種調査の中から明らかとなった移動制約者(282 名)に対し個別の聞き取り調査・アンケート調査を行った。調査の結果、隣接市である玉名市・山鹿市等への路線バスに頼らざるを得ない高齢者等からは、現行の路線バスの維持へ向けた切実な意見等が多く寄せられ、また、一方では、交通空白地域の移動制約者を中心に、町内におけるきめ細やかな移動ニーズについて多くの意見が寄せられたことから、それらの意見を反映し、本計画は幹線（産交バス）と支線（おでかけ交通）が互いに役割を明確にし、利用者に対しても支線から幹線への乗継などに理解を求め、本町の持続可能な公共交通網の形成を目指す計画としている。

加えて、平成 30 年度においては、「おでかけ交通」利用者の利用実態を把握し、利用促進へ向けた課題を整理するための利用者アンケート調査を実施し、その結果に基づき、同年 10 月より乗降場所の追加（10 箇所→18 箇所）、運行時間の拡大（午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）といった運行内容の改善を図った。

令和 5 年度の和水町地域公共交通計画の策定に向け、令和 4 年度に町民アンケート調査を実施した（調査対象 3,127 世帯 回答率 47%「あいのりくん利用登録者が居住する世帯を除く全世帯」）

22. 協議会メンバーの構成員

| | |
|----------------|---|
| 関係都道府県 | 熊本県 |
| 関係市区町村 | 和水町 |
| 交通事業者・交通施設管理者等 | 産交バス株式会社 有限会社高瀬合同タクシー 有限会社三加和タクシー 熊本県バス協会 熊本県タクシー協会 全九州産業交通労働組合 熊本県自動車交通労働組合 熊本県玉名地域振興局道路管理者 和水町道路管理者 玉名警察署等 |
| 地方運輸局 | 国土交通省 九州運輸局 熊本運輸支局 |
| その他協議会が必要と認める者 | 学識経験者（熊本大学大学院教授）、和水町区長会 和水町老人クラブ連合会 和水町民生委員・児童委員協議会 和水町商工会 和水町地域婦人会 和水町社会福祉協議会 和水町関係課（総務課） |

担当者 和水町地域公共交通会議事務局(和水町役場まちづくり課 企画振興係) 戸上健太

k-togami@town.nagomi.lg.jp 電話 0968-86-5721

目標登録者数 積算表

《各年度の目標登録者の算出方法》

①R6目標登録者数

R2～R4の過去3年のCAGR(年平均成長率)である1.11を目標増加率とし、該当増加率をR5.3末登録者数に乗じた数を合計した数とする。

| | R5.3末登録者数 | 増加率 | R6目標登録者数 |
|-------|-----------|------|----------|
| 菊水地区 | 513 | 1.11 | 569 |
| 三加和地区 | 274 | 1.11 | 304 |
| 合計 | 787 | - | 873 |

②R7目標登録者数

R2～R4の過去3年のCAGR(年平均成長率)である1.11を目標増加率とし、該当増加率をR6目標登録者数に乗じた数を合計した数とする。

| | R6目標登録者数 | 増加率 | R7目標登録者数 |
|-------|----------|------|----------|
| 菊水地区 | 569 | 1.11 | 631 |
| 三加和地区 | 304 | 1.11 | 337 |
| 合計 | 873 | - | 968 |

③R8目標登録者数

R2～R4の過去3年のCAGR(年平均成長率)である1.11を目標増加率とし、該当増加率をR7目標登録者数に乗じた数を合計した数とする。

| | R7目標登録者数 | 増加率 | R8目標登録者数 |
|-------|----------|------|----------|
| 菊水地区 | 631 | 1.11 | 700 |
| 三加和地区 | 337 | 1.11 | 374 |
| 合計 | 968 | - | 1074 |

CAGR(年平均成長率)

| | R3.3 | R4.3 | R5.3 | R6.3 | R7.3 | |
|------|------|------|------|------|------|-----|
| 登録者数 | 640 | 712 | 787 | | 865 | 951 |
| CAGR | 11% | | | | | |

※CAGR…年平均成長率。1年あたり平均でどれくらい成長したかを表す数値。

$$=(N\text{年度の数値}/\text{初年度の数値})^{1/(N\text{年}-\text{初年})}-1$$

目標利用件数

積算表

1. 利用者区分の定義

- ①ヘビーユーザー：R4年度に52件以上利用した人（1週間に1回以上）
- ②一般ユーザー：R4年度の利用件数が、5件以上51件以下の人
- ③登録ユーザー：上記以外の人（利用が少ない又は利用がない人）

2. R4年度未登録者における利用者区分の割合

| 利用者区分 | 地区 | R4年度未登録者数 | 分布率 |
|---------|-----|-----------|---------|
| ヘビーユーザー | 菊水 | 24 | 4.68% |
| | 三加和 | 9 | 3.28% |
| 一般ユーザー | 菊水 | 95 | 18.52% |
| | 三加和 | 91 | 33.21% |
| 登録ユーザー | 菊水 | 394 | 76.80% |
| | 三加和 | 174 | 63.50% |
| 合計 | 菊水 | 513 | 100.00% |
| | 三加和 | 274 | 99.99% |

3. 目標利用件数の内訳

※目標登録者数の分布は、各地区の目標登録者数にR4年度末の分布率を乗じて算出(小数点以下切捨て)

| 利用者区分 | 地区 | R6年度目標登録者 | 年間利用件数 | ※年間利用件数の算出根拠 |
|---------|-----|-----------|--------|--|
| ヘビーユーザー | 菊水 | 26 | 4,056 | 26人（目標登録者数）×3件（週3件利用＝週2日以上のおでかけ機会）×52週 |
| | 三加和 | 9 | 1,404 | 9人（目標登録者数）×3件（週3件利用＝週2日以上のおでかけ機会）×52週 |
| 一般ユーザー | 菊水 | 105 | 1,260 | 105人（目標登録者数）×1件（月に1日のおでかけ機会）×12月 |
| | 三加和 | 100 | 1,200 | 100人（目標登録者数）×1件（月に1日のおでかけ機会）×12月 |
| 登録ユーザー | 菊水 | 436 | 44 | 目標登録者の1割に年1回程度利用してもらうことを目標とする。 |
| | 三加和 | 193 | 19 | 目標登録者の1割に年1回程度利用してもらうことを目標とする。 |
| 合計 | 菊水 | 569 | 5,360 | |
| | 三加和 | 304 | 2,623 | |
| | 総計 | 873 | 7,983 | |

| 利用者区分 | 地区 | R7年度目標登録者 | 年間利用件数 | ※年間利用件数の算出根拠 |
|---------|-----|-----------|--------|--|
| ヘビーユーザー | 菊水 | 29 | 4,524 | 29人（目標登録者数）×3件（週3件利用＝週2日以上のおでかけ機会）×52週 |
| | 三加和 | 11 | 1,716 | 11人（目標登録者数）×3件（週3件利用＝週2日以上のおでかけ機会）×52週 |
| 一般ユーザー | 菊水 | 116 | 1,392 | 116人（目標登録者数）×1件（月に1日のおでかけ機会）×12月 |
| | 三加和 | 111 | 1,332 | 111人（目標登録者数）×1件（月に1日のおでかけ機会）×12月 |
| 登録ユーザー | 菊水 | 484 | 48 | 目標登録者の1割に年1回程度利用してもらうことを目標とする。 |
| | 三加和 | 214 | 21 | 目標登録者の1割に年1回程度利用してもらうことを目標とする。 |
| 合計 | 菊水 | 631 | 5,964 | |
| | 三加和 | 337 | 3,069 | |
| | 総計 | 968 | 9,033 | |

| 利用者区分 | 地区 | R8年度目標登録者 | 年間利用件数 | ※年間利用件数の算出根拠 |
|---------|-----|-----------|--------|--|
| ヘビーユーザー | 菊水 | 32 | 4,992 | 32人（目標登録者数）×3件（週3件利用＝週2日以上のおでかけ機会）×52週 |
| | 三加和 | 12 | 1,872 | 12人（目標登録者数）×3件（週3件利用＝週2日以上のおでかけ機会）×52週 |
| 一般ユーザー | 菊水 | 129 | 1,548 | 129人（目標登録者数）×1件（月に1日のおでかけ機会）×12月 |
| | 三加和 | 124 | 1,488 | 124人（目標登録者数）×1件（月に1日のおでかけ機会）×12月 |
| 登録ユーザー | 菊水 | 537 | 54 | 目標登録者の1割に年1回程度利用してもらうことを目標とする。 |
| | 三加和 | 237 | 24 | 目標登録者の1割に年1回程度利用してもらうことを目標とする。 |
| 合計 | 菊水 | 700 | 6,594 | |
| | 三加和 | 374 | 3,384 | |
| | 総計 | 1074 | 9,978 | |

※各年度目標登録者数は、小数点以下切り捨てのため必ずしも合計値と一致しない。

《三加和地区補助系統指定乗降場所及び接続バス停》

- ① 三串歯科医院 【三加和総合支所バス停】
- ② 三加和郵便局 【三加和総合支所バス停】
- ③ スーパー菊屋みかん店 【三加和総合支所バス停】
- ④ JA 玉名三加和総合支所 【三加和総合支所バス停】
- ⑤ 和水町役場三加和支所 【三加和総合支所バス停】
- ⑥ 緑郵便局 【三加和総合支所バス停】
- ⑦ 歯科処神崎 【津田下バス停】
- ⑧ 森の里クリニック 【温泉センター前バス停】
- ⑨ 山鹿バスセンター 【山鹿バスセンター】
- ⑩ 南関いきいき村 【宮前バス停】

《補助系統共通指定乗降場所及び接続バス停》

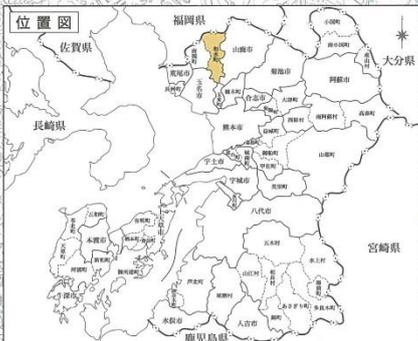
- ⑨ 三加和温泉ふるさと交流センター
- ⑩ 和水町福祉センター

三加和地区

菊水地区

《菊水地区補助系統指定乗降場所及び接続バス停》

- ⑪ JA 玉名菊水総合支店 【前原バス停】
- ⑫ 和水クリニック 【諏訪原バス停】
- ⑬ 和水町立病院 【和水町立病院前バス停】
- ⑭ スーパー菊屋りんご店 【和水町立病院前バス停】
- ⑮ 和水町役場本庁 【江田バス停】
- ⑯ 肥後銀行菊水支店 【江田バス停】
- ⑰ コメリハード&グリーン菊水店 【江田バス停】
- ⑱ 菊水ロマン館 【菊水ロマン館前バス停】



接続する幹線系統
(産交バス株式会社 4路線)

山鹿南関線 (三加和温泉経由)

玉名山鹿線 (東郷経由)

植木菊水ロマン館線
(北谷経由)
玉名山鹿線 (米の岳経由)

1:50,000